

## ☆知って得する情報(第18回)

: 4月から雇用保険料が下がります。

雇用保険料率が4月から変わります。一般事業の場合、1.35%から1.1%に、農林水産・清酒製造の事業等は、1.55%から1.3%に、建設の事業は1.65%から1.4%にそれぞれ下がりました。

雇用保険料率は、集めた保険料と給付金のバランスを見て変更されます。近年は育児休業給付金や再就職手当の給付率引き上げ、給付の新設などサービスが拡充されています。それでも企業収益の向上や失業率の低下などで基本手当(失業保険)を受ける人が減り、雇用保険財政は黒字です。2014年度末雇用保険の積立金は、6兆円余りで過去最高です。そこで、ここ4年間は法律で定めた範囲の下限だった保険料率について、国は「引き下げても当面は破綻しない」と判断したのです。

雇用保険料は、事業者と労働者が分担しています。

一般の事業で1.1%のうち0.7%が会社、0.4%が労働者です。事業者の方の負担が重いのは、働く人への給付金以外に雇用安定や従業員の能力開発に取り組む事業者への助成もあり、その分が加わっているからです。

では、私たちの保険料はいくらでしょうか。毎月の給料の額面が30万円とした場合、引かれるのは1,200円。年金保険料や所得税に比べ、かなり少ないのではないのでしょうか。負担が少ない割には給付メニューは充実し、雇用保険はかなりお得な仕組みだと思います。

木曾岬町商工会 石 崎